

# 第4期 流山市地域福祉計画 概要版

## 1. 計画策定の背景について p2

「地域福祉」とは地域に関わるすべての人が協働して、地域の課題解決に取り組み、「誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を進めることです。地域社会を取り巻く状況が大きく変化するなか、生活課題が多様化・複雑化し、高齢者・子育て世代・障害者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題が顕在化しています。

国は、複雑な問題や制度の狭間の問題に対応すべく、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げています。

こうした状況を踏まえ、この地域福祉計画では、地域の皆さんそれぞれが、役割・できることを認識し積極的に活動に参加できるよう、「自助」、「共助」、「公助」という考え方を推進し、人と人がつながり合い、支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。



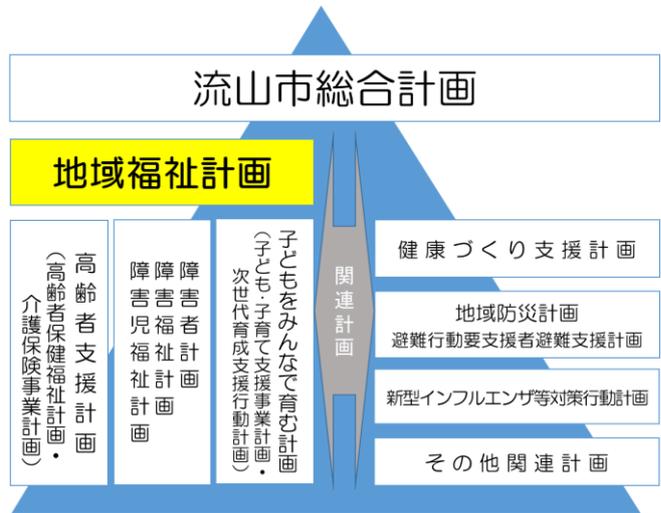
## 2. 計画の位置付けについて p9~10

○地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉に関する理念の提示や方向性を定めることを主たる役割としており、次の事項を盛り込むことが求められています。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

○流山市地域福祉計画は、流山市の最上位計画である総合計画（基本構想）に基づき、地域福祉を総合的に推進していくための基本的な指針を示すものです。

○事業の実効性・具体像は、内包する高齢者や障害などの個別計画に委ねることになりますが、各分野に共通する課題を横断的につなげ、地域福祉の推進を図っていきます。



### 3. 計画の期間について p12

第4期地域福祉計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

| 24年度      | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度      | 30年度 | 1年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度       | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|------|------|------|------|-----------|------|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|
| ← 第2期計画 → |      |      |      |      | ← 第3期計画 → |      |     |     |     | ← 第4期計画 → |     |     |     |     |

### 4. 計画の基本理念・施策の方針について p23～28

(1) 第4期計画における基本理念の考え方について

**基本理念：できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ**  
**～みんながずっと住みたいまち ながれやま～**

#### ○基本理念の考え方

地域のチカラを高めるためには、地域に住む皆が、個々に「できること」から始め、より多くの方に参加してもらうことが何より必要です。

地域住民や地域のあらゆる主体が身近な活動に「自分ごと」として参加し、行政をはじめとした様々な関係機関とつながり、地域の支え合い機能を強化することで、個々の力だけでは解決が難しい課題であっても、解決の可能性が大きく広がります。

また、地域の住民一人ひとりが、役割を持ち自分らしく活躍できるようになれば、生きがいを持っていきいきと暮らせるようになり、地域社会が活性化していきます。

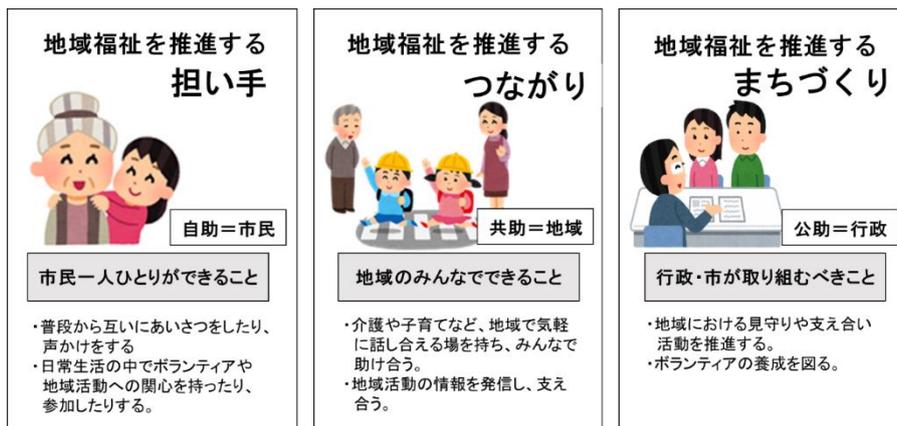
流山市が、すべての住民にとって「ずっと住みたいまち」になるよう、地域のみみんなで「できることから始めて」いきましょう。

## (2) 施策の方針 ～自助・共助・公助～

地域活動への積極的な参加を増やしていくためには、地域に関わる全ての人が「できることから始めてみる」ことや「活動に参加しやすい環境づくり」が重要です。

誰もが役割と生きがいを持ち、自分らしく活躍できるよう、一人ひとりの個性やニーズに合った社会参加を可能とするためには、多様な経路で社会に参加しやすい環境を整えるとともに、多様な場を創出していくことが求められます。

第4期計画でも、第3期に引き続き「自助・共助・公助」の考え方のもと、役割分担・できることを具体的に示し地域に関わるすべての人が活動に参加しやすい環境づくりを進め、地域のチカラの底上げを目指します。



### ○自助・共助・公助の考え方

#### ●自助（地域福祉を推進する担い手）

「自助」とは「自分にできることを、できる範囲で行う」ことで、必ずしも人の助けを借りずに自立することではありません。日頃から隣近所にあいさつをすることや、困ったときに助けを求められる関係をつくっておくこと、お互いに支え合いながら生活していくことも立派な自助といえます。地域福祉を推進する担い手として一人ひとりが「できること」から始めて、少しずつ人や地域とつながっていきましょう。

#### ●共助（地域福祉を推進するつながり）

「共助」とは、「地域の一人ひとりがそれぞれ自分にできることを行いながら、支え合い・助け合う」ことです。支え合いの担い手は地域の住民だけでなく、自治会、ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政をはじめとした多様な主体が存在しており、それぞれ出来ること・得意とすることが異なります。地域の様々な課題を解決し、地域を良くしていくためには、地域の皆さんがそれぞれ自分にできることを行いながら相互に連携・協力し助け合っていくことが不可欠です。

そのためには、日頃からつながりを持ち、顔の見える関係を構築していくことが重要です。人と人とのつながりが地域共生社会実現の基盤となります。地域のつながりを強め、一人ひとりができることを行い地域のチカラを高めていきましょう。

## ●公助（地域福祉を推進するまちづくり）

「公助」とは、「地域福祉を推進するため行政が自らできることに取り組む」ことです。市は制度的に位置づけられた公的な福祉サービスの担い手としてだけでなく、市民や福祉団体等と協働し必要な支援を行うとともに、住民ニーズを十分に把握しながら、地域福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

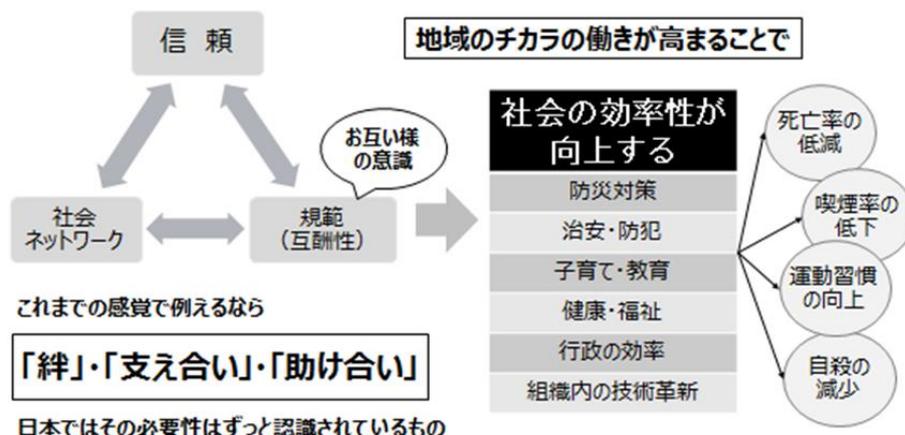
そのため、住民の地域福祉活動への参加を促進するとともに、専門職や活動のリーダー的存在の育成や発掘を通じて、地域福祉の担い手の確保に取り組んでいきます。

また、市は地域の「共助」の重要な担い手でもあります。行政も含め、地域の皆さんがそれぞれ自分にできることを行いながら相互に協力し助け合えるよう、地域のつながり・ネットワークづくりを推進し、「自助・共助・公助」が一体となった地域づくりを進めていきます。

## （3）地域のチカラ

今回の地域福祉計画では自助・共助・公助という役割分担を進めますが、その目標・方向性は地域のチカラを高めることです。地域のチカラとは、主に「信頼」「規範（お互い様）」「社会ネットワーク（つながり）」の3つが相互に関連して成り立っているものと考えられます。

この関係性が良好で活発になっていくことで、人と人との信頼やお互い様の意識が生まれ、地域がより活性化し地域福祉の向上につながっていきます。地域の人々に対する信頼が厚く、お互い様という社会規範が醸成され、人と人とのつながりが豊かである程、皆が住みよい社会になると実感できる筈です。



## （4）市民アンケート調査結果から

市民アンケートでは、地域の中の問題点として、「隣近所との交流が少ない」が多く回答されており、「もっと交流が活発であってほしい、活発に交流したい」と思っている方が少なくないと考えられます。

また、「地域への愛着」や「今後の地域活動への参加意向」、「居住する地域で他の人の役に立ちたいか」といった質問にも多くの方が肯定的に回答しています。

「地域に愛着がある」、「地域活動への参加に前向き」、「地域で役に立ちたいと考えている」といった方々が地域での様々なつながりや参加の機会を通じて出会い、交流することで、お互いに学びや刺激を受け、地域が活性化していきます。

一人ひとりの様々な思いを実現するためには、誰もが多様な経路で社会に参加することができる環境を整えるとともに、人がひきつけられる魅力的な場を多数創出していくことが大切です。

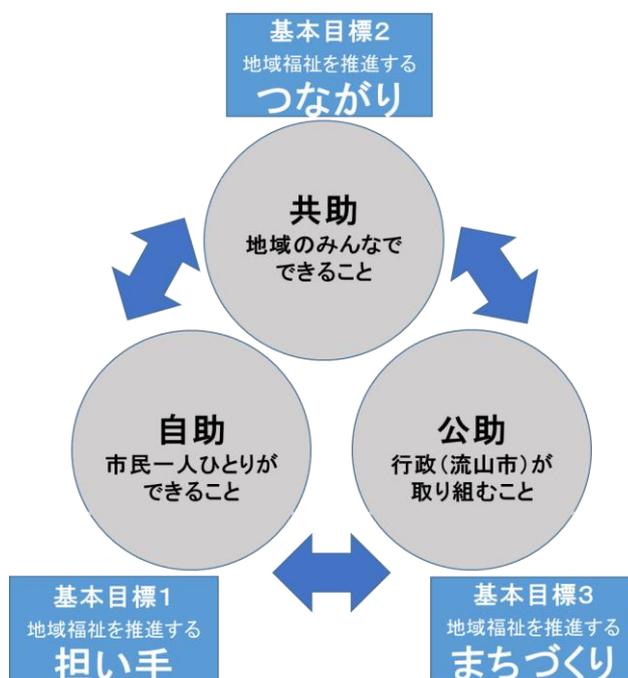
## 5. 施策の基本目標・推進体系について p50～105

### (1) 施策の方針（自助・共助・公助）の役割にあわせた基本目標

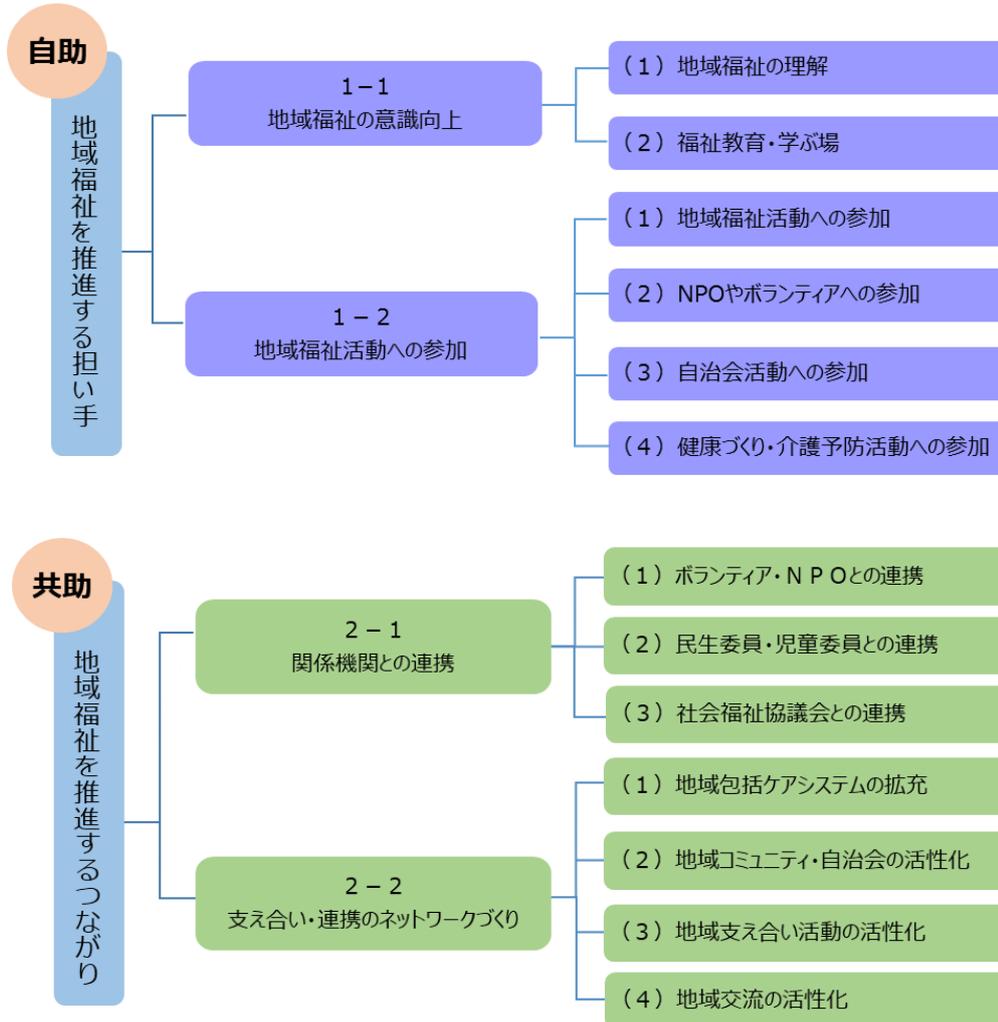
本計画の基本理念を実現するため、自助・共助・公助の3つの役割にあわせた3項目を基本目標に掲げます。

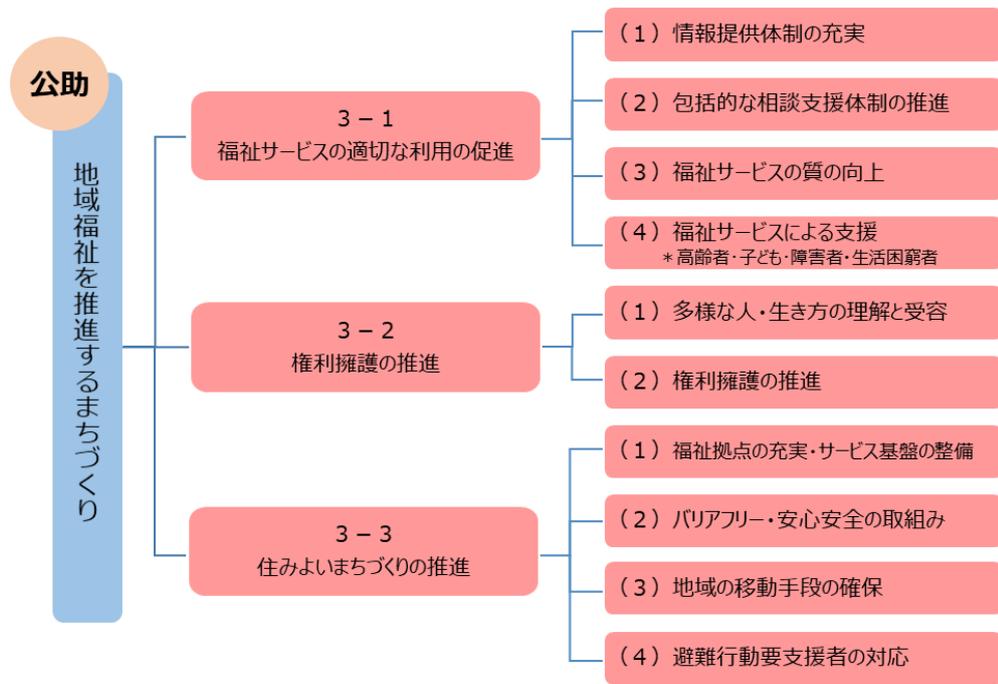
本市の地域福祉を推進するうえで、市民一人ひとりが「福祉の担い手」としてできることからはじめ（自助）、地域の皆さんが「様々なつながり」の下に相互に協力し、力を合わせながら助け合い（共助）、市が地域共生社会の実現に向けた「まちづくり」に総合的に取り組む（公助）ことが必要です。

「自助」・「共助」・「公助」の考えの下、市民・地域・市がそれぞれ役割分担し、互いに連携・協働しながら地域のチカラを高め、「ずっと住みたいまち ながれやま」を目指します。



### (2) 施策の推進体系





## 6. 計画を推進するために p108~113

### (1) それぞれの役割

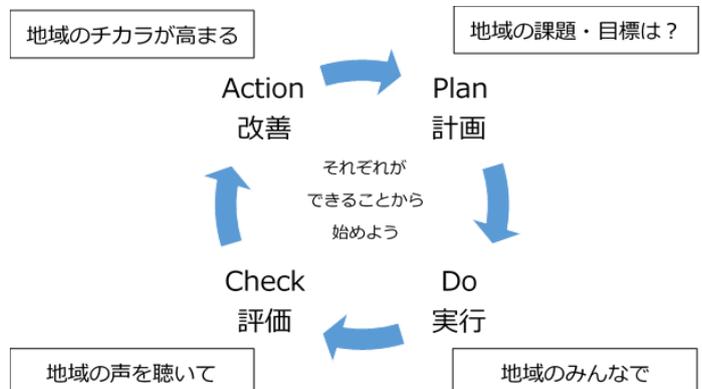
地域福祉を推進するためには、人々が地域でお互いに助け合い協力し合うことが不可欠です。福祉サービスによる支援は、市や事業者が提供するものだけでは不十分です。個々の思いやりや行動、さらにはそれぞれの力を合わせ連携・協働することが地域福祉を進める大きな力となります。そこで本計画では、市民一人ひとりが取り組むべき「自助」、地域社会が協働して取り組むべき「共助」、行政として取り組むべき「公助」の三つに区分し、地域福祉の推進に向けた基本的役割を定めています。

### (2) 計画の推進および進行管理

地域福祉を推進するためには、地域福祉に関わるすべての人の主体的な参加や協力が必要です。計画の推進にあたって、まずは計画自体の周知及び福祉意識の啓発を図り、地域における主体的な活動を推進します。

計画の推進や進行管理にあたっては、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を活かして、計画の進捗状況を把握してその成果や課題を整理して次のステップにつなぐサイクルを確立し、より実効性のある取り組みを行います。

また、市民アンケート結果や流山市福祉施策審議会の意見を聴きながら、地域福祉の推進へ向けた施策のさらなる改善および次期計画策定へとつなげます。



作成：流山市役所 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室  
電話：04-7150-6079（社会福祉課直通）